

新型コロナウイルス感染症  
**感染症医療費の公費負担申請の手引き**

対象者は...

感染症を他の人に感染させるおそれがあるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく相模原市長からの入院勧告又は入院期間の延長の通知により、感染症病床等がある病院に令和5年4月30日以前に入院されて治療を受けた方は申請可能です。

令和5年5月1日以降に入院された方については、保険請求（レセプト請求）により医療機関から請求されるため申請は不要です。

制度のあらまし...

申請に基づいて、入院に係る医療費（保険診療外は除く）及び入院に伴う食事の標準負担額を国と相模原市が負担します。 保険診療外の医療費、差額ベッド代、シーツ等洗濯代、アメニティ代は自費となります。

また、感染症以外の合併症については、副作用の治療など感染症の回復に必要なものと相模原市長が認めた場合、その費用を国と相模原市が負担します。

ただし、本人及び同一生計の家族の収入に応じ費用の一部を負担していただく場合があります。

(例) 世帯全員の市町村民税

所得割額の合計 564,000 円以下

自己負担なし

保 険	公 費
-----	-----

世帯全員の市町村民税

所得割額の合計 564,001 円以上

自己負担：20,000 円(月額) ↓

保 険	公 費
-----	-----

自己負担額とは...

本人、配偶者及び同一生計の直系血族と兄弟姉妹の市町村民税所得割額を証明する書類を提出していただき、その合計により自己負担額が決定されます。

世帯全員の市町村民税所得割額の合計	自己負担額(月額)
564,000円以下	0円
564,001円以上	20,000円

### 申請の手続きは...

本人、又は家族の方が居住地の保健所に次の書類を提出してください。  
入院の勧告、入院の措置又は入院期間の延長を通知した書面の写し  
「感染症医療費公費負担申請書」  
世帯全員の「住民票（続柄の記載されているもの）」  
「世帯調書」と「本人の保険証の写し」  
世帯全員の「同年度の市町村民税所得割額を証明する書類」(ただし入院年月日が4月1日から6月30日までの方は前年度分のもの。)  
と について、相模原市では、発行手数料が免除になる場合がありますので、取扱窓口にて事前のご相談をお願いします。

### 市町村民税所得割額を証明する書類とは...

市区町村で発行した「市町村民税所得課税証明書」  
(生活保護を受けている方は福祉事務所発行の「受給証明書」)  
本人の世帯全員(本人、配偶者及び同一生計の直系血族・兄弟姉妹)について該当する書類を提出してください。

### 感染症指定医療機関以外の医療機関に入院した場合について

感染症指定医療機関以外の医療機関に入院した場合については、公費負担となる医療費を、医療機関で一旦をお支払いいただくこととなっておりますが、同意がある場合には、医療機関でお支払いいただく必要がなくなります。

### その他 ...

- (1) 公費負担を受けている期間に住所・氏名又は保険種別等の変更があった場合は保健所にご連絡ください。
- (2) 所得税額を証明する書類の提出が遅れますと、病院等の事務に支障をきたしますので、自己負担額を正しくすみやかに算出できるようご協力ください。
- (3) 保健所では病気等についての相談や家庭訪問指導を行っております。  
また、患者さんの病状をより正確に把握するために、医療機関に病状報告をお願いする場合があります。

〒252-5277

相模原市中央区中央2 - 11 - 15

(事務室は中央区富士見6 - 1 - 1 ウェルネスさがみはら A 館2階です)

相模原市保健所 コロナウイルス対策課

TEL 042 - 769 - 8260 (直通)